

## 当院における保険診療について

2022年4月からの不妊治療の保険適用開始に伴い、当院でも保険診療を行います。

保険診療の場合は、一連の治療を保険診療の範囲内で行う必要があります。一部でも自費での診療を行なった場合や、適応外の薬を使用した場合には混合診療となり、すべての治療費を自費料金にてお支払いいただくことになります。

このため一旦保険診療を開始した場合には、その治療で得られた胚をすべて移植し終えるまでに行える治療や検査は、保険で定められたもののみとなります。「一連の治療」とは、採卵のための投薬から胚移植後の妊娠判定前までが含まれ、その間は自費診療を併用することはできません。

### 年齢および回数の上限

#### ●年齢

治療計画の作成日時点で43歳未満の方。

#### ●回数制限

年齢に応じて以下の胚移植回数の制限があります。

40歳未満 6回まで

40歳以上43歳未満 3回まで

(2022年3月31日以前に行った胚移植の回数は含まれません)

過去の治療歴は、基本的に患者さんの自己申告に基づいて確認します。経過によっては前医に治療歴の確認をさせていただくことがあります。なお治療開始時には、移植回数上限に達していないことの誓約と治療内容への同意をいただいたうえで進めてまいります。

### 治療計画の作成

保険診療で生殖補助医療を行うためには、治療開始時に治療計画書を作成し、その計画に基づいて治療を行う必要があります。

保険診療で行う初回治療開始時は、治療計画の作成時にご夫婦両名の同席が必要となります。

### 確認書類

当院では法律上婚姻関係のあるご夫婦、事実婚のカップルの治療をお受けしております。患者さんの婚姻確認手段として以下の書類をご提示いただきます。

#### ●法律上婚姻関係のあるご夫婦

・戸籍謄本

(当院を受診される日から3ヶ月以内に発行された「全部事項証明」原本)

※コピーおよび戸籍抄本は無効といたしますので、戸籍謄本(原本)を必ずご持参ください。

#### ●事実婚のカップル

事実婚の確認証書

・戸籍謄本(夫婦両名)

・住民票(同居であること)

・誓約書

### ご参考

厚生労働省ホームページに保険適用の概要が公開されております。

厚生労働省ホームページ「不妊治療に関する取組」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000913267.pdf>

## 保険適用料金

2022年4月～(患者さん負担30%額)

※採卵・移植までの診察の診療費(再診料・検査費・薬剤費等)は、診察日ごとに別途発生します。

#### ■一般不妊治療管理料

750円(3ヶ月に1回)

#### ●人工授精：5,460円

#### ■生殖補助医療管理料

750円(月1回)

#### ●採卵費用(採卵術)

9,600円(卵子0個の場合を含む)

+採卵個数により下記を加算

卵子1個	7,200円
卵子2～5個	10,800円
卵子6～9個	16,500円
卵子10個以上	21,600円

#### ●受精費用

体外受精(ふりかけ)：12,600円

顕微授精(ICSI)

1個	14,400円
2～5個	20,400円
6～9個	30,000円
10個以上	38,400円

※初回は体外受精(ふりかけ)のみ。精子検査の結果により顕微授精(ICSI)のみの場合もあります。

※TESE、MESA、ReVSA精子使用の場合は15,000円加算されます

#### ●受精卵培養費用

1個	13,500円
2～5個	18,000円
6～9個	25,200円
10個以上	31,500円

+胚盤胞培養加算

※胚盤胞を目指して培養した場合に加算されます。

1個	4,500円
2～5個	6,000円
6～9個	7,500円
10個以上	9,000円

#### ●胚移植費用

新鮮胚移植：22,500円

融解胚移植：36,000円

※初回はDay3での新鮮胚移植となります。余剰胚があった場合は胚盤胞培養し、融解胚移植になります。

+下記は初回の治療結果により実施し、加算されます

アシステッドハッチング：3,000円

高濃度ヒアルロン酸含有培養液：3,000円

#### ●胚凍結保存管理費用

胚凍結保存管理料(凍結時)

1個	15,000円
2～5個	21,000円
6～9個	30,600円
10個	39,000円

胚凍結保存維持管理料

(2年目以降、年1回)：10,500円